

第7回

少額減価償却資産の取引単位に関する考え方

10万円未満の減価償却資産を取得することで節税を図るというのは有名です。取得価額は、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定されるのですが、1単位とはどう考えるべきかをWii-Fi導入という具体例を用いて解説します。

△節税したいーさてどうする？
△個人事業主として不動産業を営む方にとつては、年末に向けてそろそろ確定申告が気になる頃かと思えます。節税の常とう手段として、10万円未満のいわゆる少額減価償却資産を購入して消耗品費として損金算入することで課税所得を減らすという手法は広く利用されているものと思えます。

△総額と単価の違い
しかし待ってください！その見解書の内訳をよく見てください。近年、東京オリンピックを控えて空港や駅などの公共設備から始まり、最近では飲食店でも無料Wii-Fiを設置しているところが増えつつあります。人間の常として便利な状態には慣れてくるもので、ぼちぼち賃貸マンションでも無料Wii-Fiの導入が見受けられるようになっております。

△総額と単価の違い
しかし待ってください！その見解書の内訳をよく見てください。近年、東京オリンピックを控えて空港や駅などの公共設備から始まり、最近では飲食店でも無料Wii-Fiを設置しているところが増えつつあります。人間の常として便利な状態には慣れてくるもので、ぼちぼち賃貸マンションでも無料Wii-Fiの導入が見受けられるようになっております。

△総額と単価の違い
しかし待ってください！その見解書の内訳をよく見てください。近年、東京オリンピックを控えて空港や駅などの公共設備から始まり、最近では飲食店でも無料Wii-Fiを設置しているところが増えつつあります。人間の常として便利な状態には慣れてくるもので、ぼちぼち賃貸マンションでも無料Wii-Fiの導入が見受けられるようになっております。

取得価格の「総額」より「機器単体」で判定できるケースもある

して計上し、損金扱いでなければ節税にはなりません。しかし総額は100万円、1組で10万円未満の減価償却資産を1組として判定するかどうかを判断する必要があります。

1棟もので全室に導入するのだから1組で10万円未満の減価償却資産を1組として判定するかどうかを判断する必要があります。

インターネットでも検索しても見つからない。合計は10万1000円、1組で10万円未満の減価償却資産を1組として判定するかどうかを判断する必要があります。

さで、この場合は資産に該当しないという結論に陥ってしまいがちです。

△税金の専門家である税理士や通達を調べる場所ですが、謎の呪文のような難解な文章が多いので、一般の方には国税庁のタックスアンサーをお勧めします。

「No.5403 少額の減価償却資産に該当するかどうかの判定」

該企業の事業活動において、一般的・客観的に、資産としての機能を発揮することができ

る単位を基準にその取得価額を判断すべきであって、業務の性質上、基本的には重要であったり、事業の開始や拡張のために取得したものであったり、多数まとめて取得したものであるなどといったことは、取得価額を判断する上で考慮されるべき点ではない」という考えが示されており、本件に当てはめると、①一般的な取引単位としてアクセスポイント機器とハブはそれぞれ1個から取引されており、②それ1個で機能するものであることから、1個を単位として取得価額を判定すればよいということになります。すなわち、総額100万円を1つの単位とするのではなく、アクセスポイント機器1個の値段が10万円未満であれば少額減価償却資産に該当するものとして一度に損金算入できることとなります。

今月の筆者

2005年よりIPO、M&Aや事業再生業務に携わり、老舗呉服店からITベンチャーまで多種多様な企業を相手に、200件超のサポート実績を残している。1979年宮城県仙台市出身。慶應義塾大学経済学部（慶應義塾志木高等学校）卒。



LR会計
代表 公認会計士・税理士
山田 幸平

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>